

全学年
保護者 様

大阪府立懐風館高等学校
校長 竹内 伸一

「奨学のための給付金(通常、家計急変)」申請手続き案内等について (お知らせ)

平素は、本校の学校運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府教育庁から「奨学のための給付金 (A通常、B家計急変)」の申請案内等の通知がありましたので、別紙A、Bのとおりお知らせします。

この要件に該当し、申請を希望される方は、下記により申請書類を入手し、申請してください。

なお、このお知らせは、Google 保護者クラスルームにも配信しますので、まだ未登録の保護者の方は、担任にご連絡いただき、登録をお願いします。

記

下表の要件に該当し、申請される場合は、**7/9(火)までに、本紙最下部の「申請書類配付依頼書」に該当する書類の番号を○印で囲み、必要事項を記入の上、切り取って事務室まで提出してください。**

なお、この申請書及び添付必要書類は、「高等学校等就学支援金等提出用封筒」に同封し、**就学支援金(7月申請)提出期限と同じく7月12日(金)までに、担任へ提出してください。**

| | 標 題 | 要件概要 | 備 考 |
|---|--|--|---------------|
| A | 国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて (案内) | 7月1日を基準日とし、生活保護(生業扶助)受給世帯 または R6年度 非課税世帯が対象 | 通常申請 例年の制度 |
| B | 国公立高等学校等奨学のための給付金「家計急変世帯への支援」の受給申請手続きについて (案内) | 離職・休職・廃業・収入減少等の家計急変により、収入が激減し、保護者等(親権者全員)が非課税に相当すると認められる世帯 Aの要件に該当する方は対象外 (A要件該当者はAで申請してください。) | 家計急変申請 |

(注)要件概要の「非課税」は、都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」が非課税を示します。「奨学のための給付金」は、マイナンバー制度を活用しないため、従来どおり生活保護受給世帯は「生活保護受給証明書」、非課税世帯は保護者等(親権者全員)の「非課税証明書」等の添付提出が必要です。

連絡先 (平日 8時半～4時半)
大阪府立懐風館高等学校 事務室
電話 072-957-0001

キリトリ

令和 6 年 7 月 日

申請書類配付依頼書

次の「奨学のための給付金」の申請書類の配付を希望します。(A、Bのいずれかを○で囲んでください)

A 「奨学のための給付金」【通常申請】

B 「奨学のための給付金」【家計急変】

| 学年 | 組 | 番号 | 生徒名 |
|----|---|----|-----|
| | | | |

(注)昨年度の申請・認定者の方には、配付の「高等学校等就学支援金等提出用封筒」内に、A通常申請の申請書類を既に同封していますので、ご確認願います。

「就学支援金」と「奨学のための給付金」等について < 制度の概要 >

支給要件の有無にかかわらず、**全生徒から手続き**をしていただきます。

提出期限：令和6年7月12日(金)

※配付済みの「提出用封筒」に、申請(届出)書等を入れて、学校の先生に提出してください。

支給要件に該当し、申請される場合は、7/9(火)までに学校事務室で申請書類を入手し、申請書及び必要書類を、**令和6年7月12日(金)までに提出**してください。
※配付済みの左記の就学支援金等「提出用封筒」に、申請書等を入れて、学校の先生に提出してください。

| 制度名 | 「就学支援金」[国制度] | 「奨学のための給付金」(通常) |
|--------------|---|---|
| 内容 | 「授業料」納付が不要 生徒(保護者)に代わって 国が授業料を弁済 ※返済不要です。 | 「奨学金」の給付 授業料以外の教育費の負担軽減 ※返済不要です。 |
| 対象基準(支給要件) | 保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市に市町村民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)で計算される 算定基準額が30万4,200円未満の者(父母両方の合算額になります。) (目安は年収910万円未満程度の世帯) ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)  (「マイナンバーカード」を保有している方のみ) | 生活保護受給世帯 又は、都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」非課税世帯 (目安は年収250万円未満程度の世帯) ただし、保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること。 高校生1人当たり (R6年度実施予定の額) 全日制の場合：次のとおり(年額) (1)生活保護受給世帯 32,300円 (生業扶助が措置されていること) (2)非課税世帯(全日制) 第1子 122,100円 第2子以降※ 143,700円 ※23歳未満の被扶養者である兄・姉がいる場合 |
| 金額 | 授業料相当額 全日制の場合：年額 118,800円 (月9,900円×12月) 現金を支給するものではなく支払い不要となるもの | 認定された場合、12月末を目途に振込予定。 ただし、当該年度の学校納付金(日本スポーツ振興センター共済掛金、PTA会費、学年費、修学旅行積立金、同窓会費など)に未納又は未収分がある場合は、奨学給付金と相殺します。 |
| 申請書に添付する書類概要 | <認定継続申請の場合> 「～高等学校等就学支援金(国制度授業料無償)継続あたったの確認票～」(前回、課税証明等提出者は、新規申請の場合の書類必要) <新規申請の場合> 親権者(保護者等)の全員について、下記(1)～(4)のいずれか1つ書類を添付提出必要。 (1)マイナンバーカードの裏面(写し) (2)マイナンバーが記載された住民票(住民票記載事項証明書でも可) (3)マイナンバー通知カードの両面(写し)(記載事項変更がない場合、変更手続き済の場合) (4)【生活保護世帯】生活保護受給証明書の原本(コピー不可)※ ※生活保護世帯の方は奨学のための給付金(7月に申請手続きがあります)の対象となるため、生活保護受給証明書でのご申請をお願いします。 (1)(2)(3)の提出は、税の申告をしていない場合は、事前に税の申告をしてください。 | 受給申請書に、通帳等写しのほか、次の課税証明書等の添付提出が必要。 ア 生活保護受給証明書の原本【(1)の場合】 ・令和6年7月1日以降に発行された、生業扶助の記載があるもの ・世帯全員の氏名・生年月日・続柄の記載があるもの(コピー不可) イ 保護者等(親権者全員)の住民税課税(非課税)証明書の原本【(2)の場合】 (全部の事項を記載したもの、コピー不可) 配偶者控除を受けている場合であっても控除対象配偶者の課税証明書等が必要。 ウ 区分に応じ、兄弟姉妹の在学証明書 「家計急変」は提出書類が異なります |

■大阪府の高校等授業料無償化制度(授業料支援)【令和6年度より段階的に実施】

就学支援金[国制度]の申請で所得超過により不認定となった大阪府民である生徒を対象に、府独自制度により授業料を無償とするための制度。
令和6(2024)年度の高校3年生から段階的に授業料を無償化し、令和8(2026)年度に制度が完成(全学年の生徒が対象となります)。

就学支援金【国制度】の所得制限基準に該当する場合でも、申請し、所得超過により不認定となっている必要がありますので、必ずまず、就学支援金【国制度】の申請をしてください。

| | R6(2024) | R7(2025) | R8(2026) |
|----|----------|----------|----------|
| 高3 | (R4入学) | (R5入学) | (R6入学) |
| 高2 | | (R6入学) | (R7入学) |
| 高1 | | | (R8入学) |